量により加重平均した額とする。）に第一号及び第二号の額を加え、さらに、その額から第三号及び第四号の額を控除する（ただし、第一号及び第二号の額を加え、さらに、その額から第三号の額を控除した額が基準価格を超える場合には、その額を基準価格とした上で、第四号の額を控除する方法とする。）。

一　算定期間の直前四回の卸電力取引市場における非化石証書（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第三条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。）に係る売買取引（再生可能エネルギー電気に係るものを対象とし、再生可能エネルギー発電設備が発電した電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業に係るものを除く。）における電気の一キロワット時当たりの取引価格として卸電力取引所が公表する額を加重平均した額

二　算定期間における平均価格が、算定期間の前年同期間における平均価格を上回る場合にあっては、その差額

三　算定期間における平均価格が、算定期間の前年同期間における平均価格を下回る場合にあっては、その差額

四　認定事業者が市場取引等による電気の供給にあたりインバランス料金又はこれに準ずる費用として追加的に負担する費用の目安の額として、経済産業大臣が定める額

（責めに帰することができないもの）

第三条の六　法第二条の七第一項に規定する認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする（ただし、再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等をいい、沖縄県に属するものを除く。以下同じ。）以外に属し、出力が千キロワット以上かつ当該認定事業者の純資産の額が千万円以上である場合を除く。）。

一　認定事業者から電力の卸取引による供給を受ける小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは卸電力取引市場における電力の売買取引を行うことができる者又は、認定事業者から電力の卸取引による供給を受け、これらの者に供給する者（以下この条において「電気の供給を受ける者」という。）が、破産手続開始の決定を受けたとき。

二　電気の供給を受ける者が、破産手続と同種類の手続を開始したとき。

三　電気の供給を受ける者が、認定事業者からの電力の卸取引による供給に係る事業を休止し、又は廃止したとき。

四　電気の供給を受ける者が、認定事業者に対して金銭債務を有している場合であって、当該債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が当該債務の不履行により解除され、又は当該債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

五　認定発電設備により発電された電気の半分以上を、電気の供給を受ける者から供給されている者が、第一号から第四号のいずれかに該当したとき。

（一時調達契約の期間）

第三条の七　法第二条の七第一項の経済産業省令で定める期間は、認定事業者が一時調達契約による供給を開始した日から、当該日から起算して十二月を経過する日以降に最初に検針等（算定期間ごとに行われる検針その他これに類する行為をいう。以下同じ。）が行われた日の前日までの期間とする。

［新設］

［新設］